

広島県告示第四百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号		平成二十年広島県告示第三百二十二号		
所在地		広島県呉市焼山宮ヶ迫一丁目、同市焼山西二丁目及び同市焼山西三丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	焼山宮ヶ迫一丁目（四九〇四一）地区	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因の自然現象
	区域の名称	焼山西三丁目（六三四六一四）地区	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因の自然現象
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	焼山宮ヶ迫一丁目（四九〇四一）地区	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因の自然現象
	区域の名称	焼山西二丁目七（四九一一）地区	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因の自然現象